

## 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策 のための事前措置

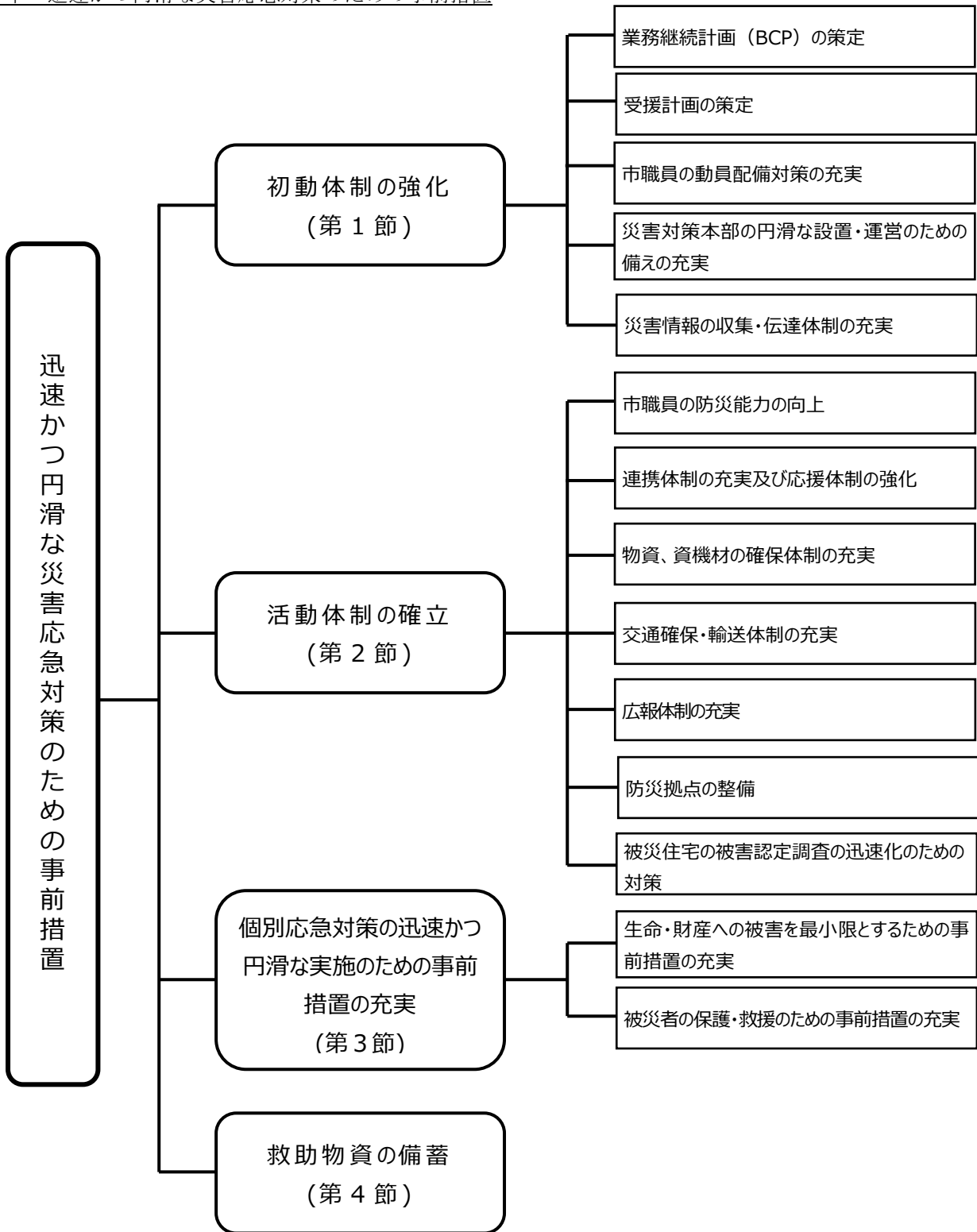
項目	担当班	ページ
第1節 初動体制の強化	全班	59
第2節 活動体制の確立	全班	63
第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	全班	71
第4節 救助物資の備蓄	本部対策班、経済対策班、 両支所対策班	77

### 【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」、「救助物資の備蓄」を柱とする各種の事前措置を推進する。次頁に体系図として示す。

また、次に示す事項に従い、市及び防災関係機関はより実効性のある事前措置を推進するものとする。

- (1) 宇佐市防災会議は、宇佐市地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制(災害警戒本部等)や初動段階の職員参集基準等について、地域特性にあわせて事前に整備しておく。
- (3) 防災関係機関は、各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。



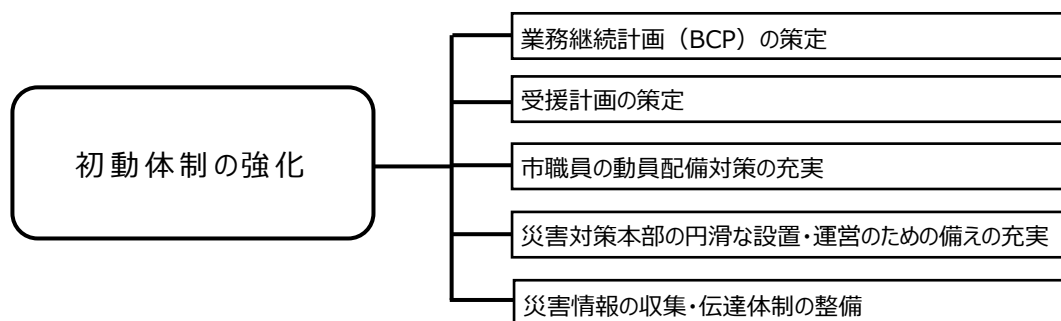
## 第1節 初動体制の強化

( 全班 )

市は、「第2部 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるように、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に市が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報(被害情報や応急対策の実施状況等)を災害発生後素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

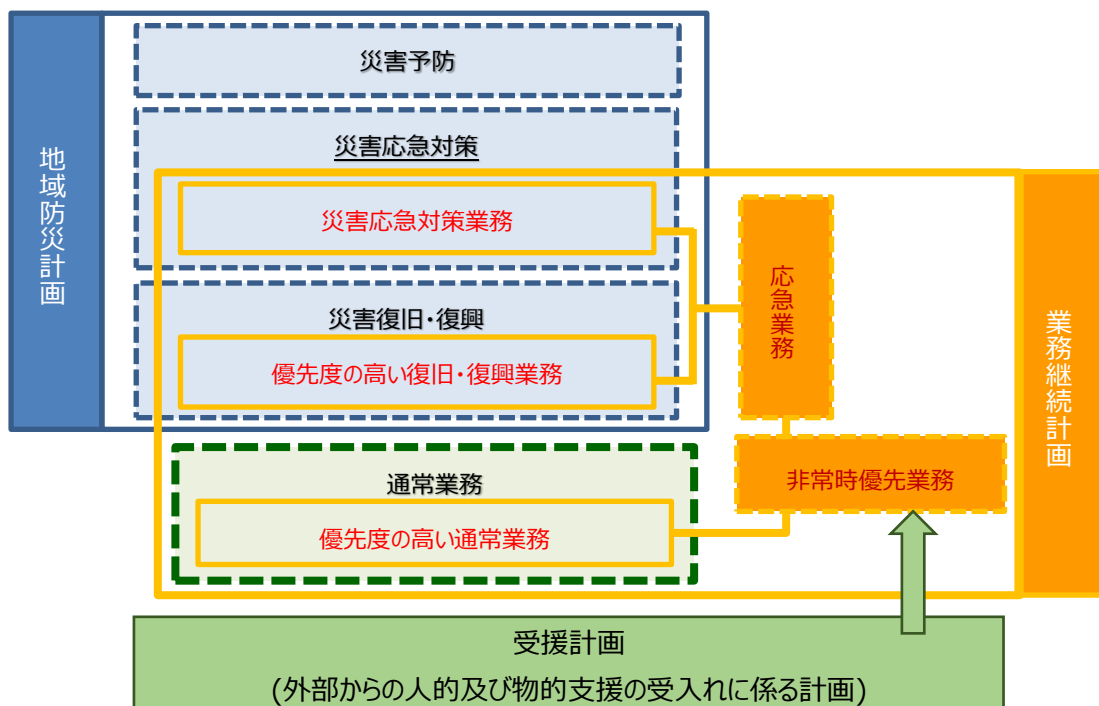


### 1 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、平成28年11月に「宇佐市業務継続計画（BCP）」を策定した。

この業務継続計画は、災害時における市の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じて体制の見直しを行うものとする。

#### 【地域防災計画と業務継続計画及び受援計画の関係】



## 2 受援計画の策定

市は、平成30年3月に「宇佐市受援計画」を策定し、大規模災害時に他の自治体等からの応援職員の受入体制や支援を要する業務などを事前にかつ具体的に定めておくことで、被災による行政機能の低下や発災時の混乱期においても躊躇なく早期の応援要請を可能とし、他の自治体や関係機関、民間事業者、NPO、ボランティアなどの外部からの支援を最大限に活かすことにより、効果的な災害応急対策の遂行と、迅速かつ円滑な被災者支援の実現を目指すこととした。

また、本受援計画は、警察や自衛隊等の広域的な受入体制を定める「大分県広域受援計画」や緊急消防援助隊の受入体制について定める「宇佐市緊急消防援助隊受援計画」と緊密な連携を図ることを目的としている。

なお、本受援計画は、庁内各部局に内容を周知するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行い、訓練等を通じて内容を発展、充実させ、実効性の高いものとしていくものとする。

## 3 市職員の動員配備対策の充実

市職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

### （1）職員参集・安否確認システムの活用

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できる職員参集・安否確認システムを活用する。

### （2）24時間体制の整備

勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、迅速な初動体制が確保できる。

### （3）職員の災害情報取得の取り組み

職員の災害情報の取得手段として、「おおいた防災アプリ」の利用促進を図る。

### （4）市職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に市職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

**【災害時の安全確認方法の例】**

- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（Web171）の利用
- ・ 携帯メールによる連絡（通話よりも着信率が高いとされる）
- ・ 「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

**4 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実**

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

**5 災害情報の収集・伝達体制の充実**

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

**（1）情報通信機器等の充実**

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

- ア. 宇佐市防災情報システム整備事業でデジタル化した同報系防災行政無線等について、災害対策の充実のため必要に応じ拡充の検討を行う。
- イ. 地域情報通信基盤整備事業で整備した光ファイバー網を利用した防災情報の提供等、新たな情報伝達体制の構築について検討を行う。
- ウ. 大規模災害により地上系の通信手段が途絶された状況下において、情報の伝達や収集を行う目的で導入を行った衛星携帯電話について、災害対策の充実のため必要に応じ拡充の検討を行う。

**（2）伝達手段の多重化**

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

- ア. 市の避難指示等や避難所情報等の災害関連情報を「大分県災害対応支援システム」に入力することで、テレビ・ラジオ・携帯電話等に一斉配信する「Lアラート」や、災害関連情報を集約し公開する「おおいた防災情報ポータル」等への迅速な災害関連情報の公開・配信手段を確立する。
- イ. ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。
- ウ. おおいた防災アプリの利用を促進する。
- エ. 県民安全・安心メールの登録を促進する。
- オ. 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- カ. SNSを活用する。

- キ. 民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。
- ク. アマチュア無線クラブの支援を含めたアマチュア無線局の災害時の活用について、協力体制を確立する。
- ケ. 災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。
- コ. 市は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、県と連携し、普及啓発を図るものとする。

(※) Lアラート

報道機関やポータルサイト(Yahoo 等)、携帯事業者(緊急速報メール)等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

### (3) IP電話に係る停電対策

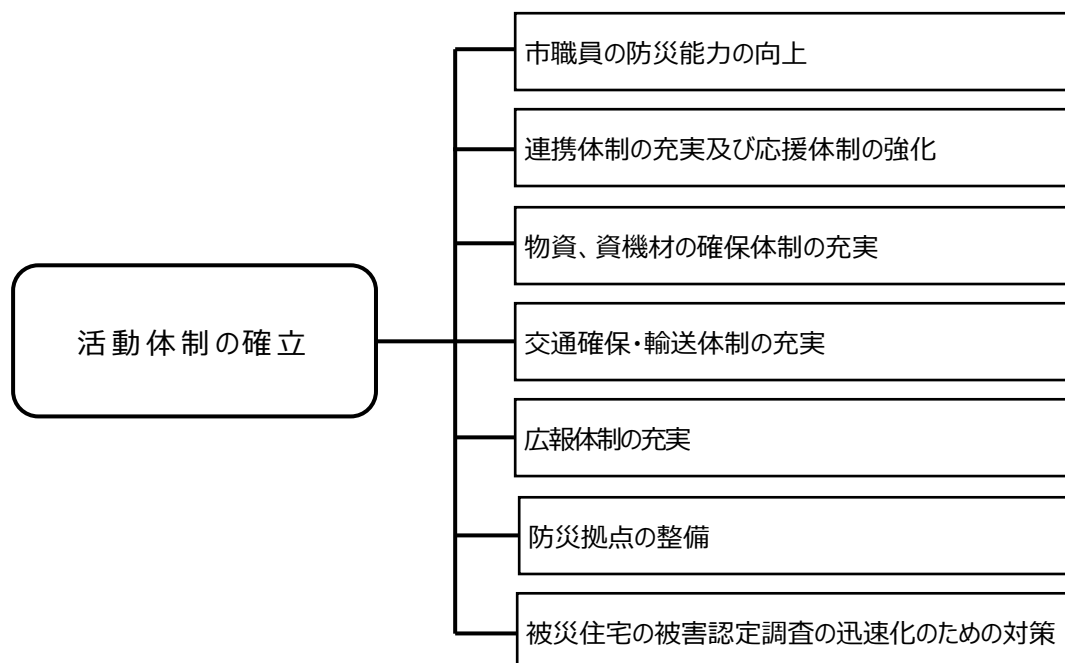
IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

## 第2節 活動体制の確立

( 全班 )

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。



### 1 市職員の防災能力の向上

一般に、市職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。

不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

#### (1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配布し職員の防災への理解を深めるとともに、定期的にアンケートを実施し、防災意識向上に向けた普及啓発に努める。

さらに、大規模災害発生時の業務継続体制を確保するため、BCP研修会を定期的に開催する。

#### (2) 職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を県が実施する総合防災訓練時だけでなく、必要に応じて実施する。

なお、訓練にあたっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

### (3) 図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む）するため、図上訓練を定期的実施する。

### (4) 防災担当職員の育成

防災担当職員は、市の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。

また、各部間及び部内の各課間の積極的な調整活動が求められる。

これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

- ア. 県等の実施する防災研修会、防災講演会、防災訓練等に積極的に職員を派遣する。
- イ. 被災した市町村からの情報収集を行う。
- ウ. 災害派遣した職員からの意見集約を行い、職員の計画の参考とする。

## 2 連携体制の充実及び応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。

市では、県や県下17市町村、友好都市の奈良市、姉妹都市の和気町、交流都市の八尾市、長洲町、多賀城市と相互応援協定を締結しているところであるが、今後も以下の対策を講じることにより、なお一層の連携体制の充実及び応援体制の強化を図ることとする。

### (1) 地域における連携体制の充実

県は、地域において県地区災害対策本部の関係機関（振興局、土木事務所、保健所等）、市町村、その他防災機関・団体等は、平時から緊密な連携関係を図るため、平成24年度に振興局を中心に「防災対策推進ブロック協議会」を設置した。

今後は、市では、災害対策本部の職員や関係機関の災害対応能力の向上が図られるよう、県が実施する以下の対策と連携するものとする。

- ア. 市災害対策本部と地区災害対策本部との連携
- イ. 防災対策に関する専門研修等の実施
- ウ. 図上訓練等の実施による連携体制の強化
- エ. その他

### (2) 市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

現在、市では、電力会社や建設業者の団体、流通業者、飲料業者等と協定を締結しているが、災害時に官民一体となって対処できる体制を充実するため、他の市内関係業者、民間団体との間で、応援協力協定の締結を推進するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。



### (3) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

- ア. 日本赤十字社大分県支部、宇佐市社会福祉協議会と連携し、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう対策を講じていく。
- イ. 市・県及び関係機関は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンター設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、平常時に振興局や市町村、市町村社会福祉協議会等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「市町村災害ボランティアネットワーク会議」を開催する。

### (4) 市町村間の相互応援協定締結の推進

現在、市では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部間の協定締結は完了している。

常備消防については、協定が災害時に迅速に運用できるよう、常備消防相互応援協定実施要領による進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に基づいた訓練等を通じて消防本部間の連携強化を図る。

併せて、隣接する他縣市町村と締結している協定に基づき訓練を実施する。

また、他の分野においても他県の近隣市町村と相互応援協定の締結を促進する。

さらに、広域災害に備え、遠隔地の市町村とも相互応援協定の締結を促進する。

### (5) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

県外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、市の施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

また、緊急消防援助隊については、大分県広域受援計画に記載している各消防本部管内の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（ホームページやSNS等）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

### (6) 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

## 3 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

### (1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、市は自治会単位での確保を柱とした整備を推進する。

- ア. 自主防災組織が行う救出救助用資機材の整備に対する補助
- イ. 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ. 救助工作車等の消防機関への整備促進

### (2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会単位での確保を柱とした整備を図る。

- ア. 自主防災組織が行う消火用資機材の整備に対する補助
- イ. 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ. 消防自動車等公的消防力の整備促進

### (3) 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品等の確保体制の充実

他県や国等からの食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品（以下「生活用品」という）については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

- ア. 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発
- イ. 市における食料、水、生活用品の備蓄促進
- ウ. 大手取扱業者（大型小売店舗、生活共同組合、問屋等）との協定等締結の促進

### (4) 水防資機材の確保体制の充実

水防管理団体である市は、水防資機材について、担当堤防延長概ね1キロメートルないし2キロメートルについて、1ヵ所以上の水防倉庫又は水防資機材等の備蓄場を設け、水防資材及び器材の備蓄に努める。1ヵ所あたりの水防資材及び器材の備蓄の基準は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

また、県とともに、毎年概ね5月末日を目標にその管理する水防倉庫における備蓄資機材の品名数量等を点検し、宇佐市地域防災計画資料編に示す資機材備蓄基準に従って不足分の追加補充等その整備拡充を図るとともに、水防活動の拠点となる河川防災ステーション等の整備を、関係市町村と一体となって推進していく。

### (5) 重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

## (6) 重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ

市は大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

## 4 交通確保・輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

### (1) 地域内輸送拠点の選定

市において、地域内輸送拠点を選定する。

県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。

なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

### (2) 交通規制計画の策定等

#### ア. 緊急交通路の指定等

市は、大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定し、規制計画を作成する旨の要請を行う。

#### イ. 緊急通行車両の事前届出及び確認制度の遵守

市は、公安委員会が、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、災害発生以降の確認手続き等の事務の省力化、効率化を図るため緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知を行ったときは、それに従うものとする。

#### ウ. 災害発生時の車両の運転者の措置等の周知

市は警察とともに、災害発生時に運転者がとるべき措置について、運転免許証の取得・更新時に配布する「交通の教則」（（財）全日本交通安全協会発行）により、以下の事項を周知するものとする。

- ① 避難のために車を使用しないこと。
- ② 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（これに隣接又は近接する県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されることから、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間）内の一般車両の運転者は次の措置をとること。

- (a) 速やかに、車を次の場所に移動させること。
  - (i) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  - (ii) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (b) 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (c) 警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。

なお、警察官は通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあり、運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがあること。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

### (3) 緊急輸送道路の整備等

#### ア. 緊急輸送道路の見直し

県は、(1)において、市が選定する地域内輸送拠点など、防災拠点が更新されれば、必要に応じ緊急輸送道路ネットワーク計画を見直す。

#### イ. 道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

#### ウ. 道路情報板等の整備

市は県と連携し、道路利用者に対する災害発生時の緊急連絡用や道路情報の提供を行うため、道路情報板の整備を図る。また、道路の被害状況把握のため監視カメラの整備を行うとともに、道路利用者へのカメラ映像の提供を行う。

#### エ. 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認

##### ① 国土交通省との協定

市は、国土交通省九州地方整備局と締結している「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、仮設橋梁など資機材の保有数量など、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図れるよう努める。

##### ② 大分県建設業協会宇佐支部等との協定

市は、大分県建設業協会宇佐支部等と締結している「災害時における緊急作業等についての協定書」について、毎年度更新に努め、道路啓開や応急復旧の作業体制の確保に努める。

### (4) 臨時ヘリポート等の確保

市は、孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市内に1か所以上臨時ヘリポート等を確保する。

## 5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

### （１）プレスルームの整備

報道機関を通じて、市からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

### （２）災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に市からの情報が報道機関を通じて的確に市民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

### （３）インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に大分県災害対応支援システム等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

ア．市の避難指示等や避難所情報等の災害関連情報を「大分県災害対応支援システム」に入力することで、テレビ・ラジオ・携帯電話等に一斉配信する「Ｌアラート」や、災害関連情報を集約し公開する「おおいた防災情報ポータル」等への迅速な災害関連情報の公開・配信手段を確立する。

イ．ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。

ウ．おおいた防災アプリの利用を促進する。

エ．県民安全・安心メールの登録を促進する。

オ．携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

カ．SNSを活用する。

### （４）手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

また、平常時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

## 6 防災拠点の整備

### （１）防災拠点の整備

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

なお、市の広域防災拠点としては、市役所本庁を位置づけ、本庁が被災しその機能を喪失した場合は、安心院支所・院内支所・宇佐市消防本部・四日市コミュニティセンターの市有施設の中から選定することとしており、耐震化、浸水対策等を含め整備を推進していく。特に、老朽化が著しく、耐震性への不安が危惧される宇佐市消防本部庁舎においては、地域の防災拠点施設であり、且つ消防拠点施設であることから、市内の防災力及び消防力の地域バランスを考慮しつつ、十分な耐震安全性を備え、浸水被害等の低減が図られるよう、新庁舎を整備する。

また、港湾においては、災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、長洲漁港の整備を促進する。

さらに、防災機能を有し、地域の防災拠点として位置付ける宇佐市「国道沿線地域複合施設」の整備に努める。

## **(2) 非常用電源設備等の浸水対策**

市は、浸水が予想される場所に非常用電源設備等がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

## **7 被災住宅の被害認定調査の迅速化のための対策**

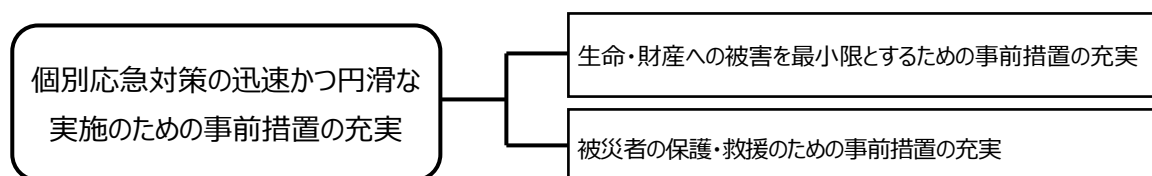
早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県等が開催する住家被害研修会に参加し、職員の被害認定調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けた県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援の円滑化を図るものとする。また、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。

## 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

( 全班 )

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細やかな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



### 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

#### (1) 風水害等に関する情報の収集・伝達対策の充実

風水害や火山災害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。

市は、風水害等に関して大分県防災情報システムの運用を的確かつ円滑に行う体制を整え、県との情報の伝達体制の充実を図る。

また、市及び県は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（ホームページやSNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに避難指示等の情報について、大分県災害対応支援システムへの入力により、各種メールに自動配信されるよう情報伝達対策の充実を図るものとする。

#### (2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア. 市立社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の耐震補強と避難体制の再点検

- イ. 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模店舗経営者等に対する避難体制の再点検の指導
- ウ. 要配慮者のための支援マニュアルの作成
- エ. 宇佐市ハザードマップの作成
- エ. 避難所運営マニュアルの充実
- カ. 県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進
- キ. 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

### (3) 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、宇佐市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

市及び県は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、積極的に支援するものとする。

### (4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

- ア. 県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む。）
- イ. 自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む）に対する補助

### (5) 救急医療対策の充実

大規模災害により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者の連携のもとに、県との連携により以下の対策を推進していくこととする。

- ア. 病院の耐震化
- イ. 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充
  - へりポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等
- ウ. 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施
- エ. 災害派遣医療チーム（大分DMAT）の出動体制の確保・充実
- オ. 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び災害時における小児



- 周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産期リエゾン並びに薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
- カ. 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄
  - キ. 医療救護班（日本赤十字大分県支部、郡市医師会、大分県歯科医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分DMATが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む。）
  - ク. 急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
  - ケ. 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「おおいた医療情報ほっとネット」及び「広域災害・救急医療情報システム」（EMIS）を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施
  - コ. 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地を指定

## （6）消防対策の充実

火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、県と連携し、以下の対策を推進していくこととする。

- ア. 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設・設備の整備拡充
- イ. 民間消防施設の整備  
民間の企業等においても、消防法の規定に基づく消防用設備の設置をはじめ、適切な初期消火体制を整備するように指導するものとする。
- ウ. 消防団員の確保  
年々減少する消防団員の確保のため、市消防団の活性化及び団員確保のための各種事業を積極的に推進するものとする。
- エ. 消防本部、自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- オ. 自主防災組織が行う初期消火用資機材等整備への補助

## （7）建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

## （8）宅地の危険度判定体制の整備

被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

## （9）消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人と命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備に努める。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

市は、風水害被害が予想される地域をはじめ防災関係機関は相互に連携して、地域毎に避難誘導等の活動について、情報を共有できるようにする。

### (10) 利水ダム等の事前放流の取組

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

## 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細やかな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

### (1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するためには、次の点に留意する必要がある。

- ア. 通信設備の整備
- イ. 教職員の役割の事前規定
- ウ. 調理場の調理機能の強化
- エ. 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
- オ. シャワー室、和室の整備
- カ. 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- キ. 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
- ク. トイレの増設及びトイレトペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

### (2) スポーツ施設の防災拠点化の推進

スポーツ施設が地域の防災拠点として機能するためには、次の対策を推進する必要がある。

- ア. 通信設備の整備
- イ. 施設管理者との役割分担の明確化
- ウ. 救護室及び応急処置用具の整備
- エ. 温水シャワー室及びマットの整備
- オ. プールの通年貯水（消防用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- カ. 上水道・井戸水・消防用水槽の整備
- キ. 洋式トイレや身障者トイレの整備
- ク. 空調設備の整備
- ケ. 電気・非常用発電設備の整備・更新
- コ. 避難施設が独立して使用できる仕組の検討

### (3) 災害福祉広域支援体制の構築

要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、市内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

### (4) 市における生活用品等の備蓄等

大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。

また、県との連携により、生活用品、常備薬、炊き出し用具等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。

### (5) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。

そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、生活用品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

### (6) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

### (7) 物価の安定等のための事前措置

県は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととしており、これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施することとしているので、市は県が行う調査等に協力する。

ア. 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ. 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

## (8) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

- ア. 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討
- イ. 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒、学校の被災状況の把握方法の検討
- ウ. 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- エ. 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

## (9) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。また、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。

他市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

## (10) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。

そこで、熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速なり災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化し、全市町村で統一した運用を図る。

## 第4節 救助物資の備蓄

### (本部対策班、経済対策班、両支所対策班)

県は、東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととしている。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。

市は、東日本大震災以前の備蓄に対する方針は、①飲食料等の消費期限、②機械器具類の経年劣化、③保管場所の確保等の問題により、保有する備蓄物資は毛布のみで、他の物資については、小売店や事業所との優先供給協定の締結による流通備蓄で対応することとしていたが、東日本大震災を受けて、発災直後の被災者を支えるため、備蓄物資の拡充と備蓄場所の見直しを行ない、資料編記載のとおり備蓄を行っている。

### 1 品目

初期避難生活や避難行動の支えとなる物資として、食料、水、ラジオ付懐中電灯、折りたたみ式リアカー、発電機、簡易トイレなど12品目を新たな備蓄物資として追加した。

また、新たに追加すべき品目については、今後、必要に応じて検討していくものとする。

### 2 量

備蓄を行うにあたり、短期間の避難所生活で個人が消費する飲食料等については、防災学習会等で啓発や周知を行っているところで、避難時に各人で準備が必要であること、自主防災組織に対する補助制度による物資の活用、小売店との流通備蓄での対応等を検討した上で、大分県が策定した「災害時備蓄物資等に関する基本方針」に基づき、備蓄物資の整備に努める。また、小学校区単位の指定避難所に初動対応用の備蓄物資を配置し、避難者のニーズ等を踏まえ継続的に整備に努めるものとする。

現在、市が備蓄する品目及び備蓄量は宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

### 3 備蓄場所

従来の備蓄場所は本庁の1箇所であったが、危険負担を分散し、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄場所の分散化に努める。

